

情報公開規程

[制定] 平成 23 年 4 月 1 日施行

[改正] 平成 25 年 9 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）その他公益法人制度に関する法令の定めるところによる。

(法人の責務)

第 2 条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 この規程の定めるところにより第 7 条及び第 8 条に規定する情報公開の対象書類を閲覧し又は写しの交付を受けた者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 文書等の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により行う。

(公告)

第 5 条 この法人は、法令の規定に従い、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

2 前項の公告は、電子公告の方法により行うこととし、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行うこととする。

(公表)

第 6 条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表は、役員及び評議員の報酬等に関する規程を、次条に定めるところにより事務所に備え置く方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第 7 条 この法人は、次の各号に掲げる書類を、この法人の事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 次に掲げる書類

ア 事業計画書

イ 予算書

ウ 資金調達及び設備投資の見込を記載した書類

(3) 次に掲げる計算書類等

- ア 各事業年度に係る計算書類及び事業報告
- イ 上記アの附属明細書（監査報告書を含む。）

(4) 次に掲げる書類

- ア 財産目録
- イ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- ウ 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- エ 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(5) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、又は保有しているもの及び当該用途に充てるために保有している資金に係る次の書類

- ア 当該財産が広く一般に募集されたものであるものである場合は、広く一般に募集されたものである旨、募集の期間、受け入れた財産の額（金銭以外のものがある場合はその受け入れ時における価額。下記イにおいて同じ。）の合計額、募集の方法、募集に係る財産の用途として定めた内容及び金銭以外の財産がある場合はその内容を記載した書類
- イ 当該財産が上記ア以外のものである場合は、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合はその名称）、当該財産を受け入れることとなった日、受け入れた財産の額の合計額、当該財産を交付した者の定めた用途の内容及び金銭以外の財産がある場合その内容を記載した書類

(6) 評議員会の議事録

(7) 理事会の議事録

(8) 会計帳簿

- 2 前項第 1 号に掲げる書類については最新の書類を、同項第 2 号に掲げる書類については当該事業年度に係る書類を、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類については当該事業年度及び直近 5 年度の書類を、同項第 5 号に掲げる書類については当該事業年度及び前年度の書類を、同項第 6 号から第 8 号までに掲げる書類については当該事業年度及び直近 10 年度の書類を、それぞれ備え置くものとする。

（請求者及び公開対象書類）

第 8 条 何人も、前条第 1 項に掲げる書類（同項第 8 号に掲げる書類を除く。）のほか、この法人の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、この法人の職員等が組織的に用いるものとして、この法人が保有しているもの（以下「保有書類」という。）について、閲覧、写しの閲覧又は写しの交付を請求することができる。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

- 2 評議員は、前条第 1 項第 8 号に掲げる書類について、閲覧、写しの閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（公開請求に応じる義務）

第 9 条 この法人は、前条に規定する請求を受けた場合には、当該請求に応じて閲覧させ、又は写しの交付をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合、当該非公開情報については公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ

とが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項にて規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(4) この法人並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(5) この法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 検査又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、この法人、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 公にすることによりこの法人における適正な人事管理の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類その他当該請求に応じないことにつき正当な理由がある書類（以下「非公開書類」という。）は、公開しないものとする。

(1) アーティストとの契約に関するもの

(2) 協賛企業との協賛に関するもの

(3) 寄附金に関するもの

(4) 個人との契約に関するもの

(5) その他、公開に応じることによりPMFの事業運営に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの

3 この法人は、前条に規定する請求の対象書類の全部または一部について閲覧等を認めないときは、当該請求を行った者（以下「請求者」という。）に対して、理由を付してその旨を通知しなければならない。

4 前項の場合において、請求者は、この法人に対して、書面による通知を請求することができる。

(閲覧場所等)

第 10 条 第 8 条に掲げる書類の閲覧等の場所は、この法人の主たる事務所とする。

- 2 閲覧等の日時は、この法人の休日以外の日の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時 30 分までとする。
ただし、この法人は、対象書類が著しく大量である等正当な理由があるときは、閲覧等希望者に対して閲覧等の日時を指定することができる。

(公開の手続)

第 11 条 第 8 条の規定による請求をしようとする者は、様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項を記載しなければならない。

- 2 この法人は、前項の規定により閲覧申請書の提出を受けたときは、様式 2 に定める情報公開受付簿に必要事項を記載するものとする。
- 3 第 8 条の規定により書類の写しを交付するときは、この法人は、交付に要する費用を当該請求者に請求することができる。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、常務理事が定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。(平成 23 年 3 月 22 日理事会議決)

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。(平成 25 年 8 月 20 日理事会議決)
- 2 前項の規定による改正後の情報公開規程の規定は、この規程の施行の日以後に作成又は取得した保有書類について適用し、同日前の保有書類については、なお従前の例による。

様式 1

閲覧申請書

公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

理事長 上田 文雄 様

申請年月日 平成 年 月 日

申請者 _____

住 所 _____

電話番号 _____

この法人との関係 評議員 ・ 債権者 ・ その他 _____

私は、下記のとおり書類の閲覧を請求します。

なお、閲覧対象書類から得た情報は、その目的に即して適切に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓約します。

| |
|-------|
| 閲覧の目的 |
| 閲覧の内容 |

